

グリーン調達ガイドライン

(調達品の含有化学物質管理のお願い)

2025 年 09 月 01 日 第 6.1 版 改訂

株式会社フジキン



目次

1.はじめに	-2-
2.グリーン調達の実用範囲	-2-
3.フジキン製品並びに製造に関する基本方針	-2-
4.お取引先様へのお願い	-3-
5.製品含有化学物質情報の調査実施	-3-
6.製品含有化学物質情報の調査時期	-4-
7.含有禁止物質と管理物質	-6-
改訂履歴	-7-

1.はじめに

現在、製品を取り巻く社会環境は大きく変化し EU やアジアの各国で、製品含有化学物質に関する規制が増えています。これら国内外の法規制に対応するためには、環境負荷の少ない商品購入、いわゆるグリーン調達への対応が必要です。

フジキングループでは、RoHS 指令や REACH 規則等の法規制に対応し、グリーン調達を推進するために、基本方針及びガイドラインを策定しました。

本ガイドラインに則り、サプライチェーンにおける責任範囲を明確にして行きたいと考えています。

お取引先様各位におかれましては、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社フジキン
サステナビリティ担当役員
環境法規制担当
西野 功二

2.グリーン調達の適用範囲

フジキンブランドとして出荷されるバルブ、継手、フローコントロールシステム、ガスユニット製品、その他流体制御機器、医療機器、並びにそれら製品に使用もしくは、製品と共に出荷される以下の物品に適用します。

- 2-1.部品
- 2-2.材料
- 2-3.取扱説明書等の製品の付属品
- 2-4.接着剤、潤滑剤、層別用ペイント等、製品に使用される補材
- 2-5.包装材料、梱包材料、結束材料

3.フジキン製品並びに製造に関する基本方針

当社は、環境 CSR への取り組みの一環として製品の全ライフサイクルにおける環境負荷を低減するために、製品含有化学物質に関する RoHS 指令をはじめとする世界的な環境規制の動きや、国内法規制及びお客様の要求事項に対応すべく、事業所で取り扱う化学物質を適正に管理し、また製品に含有する有害化学物質を排除してものづくりに取り組みます。

- 3-1.化学物質管理体制を構築し、環境負荷物質の排出量、取扱量の継続的な削減を推進します。
- 3-2.国内外関係法規、関係業界基準およびお客様の要求事項に基づく禁止化学物質の不使用を達成します。その他の使用制限の必要な物質を特定し、リスク管理を行います。
- 3-3.製品の持つ環境影響を最小限にするように配慮した開発・設計（環境適合設計）を行い、製品に含有する環境負荷物質の削減・代替を推進します。
- 3-4.お取引先様に対し、当社のグリーン調達ガイドラインを公開し、納入品への RoHS 指令他当社が定める禁止化学物質の全廃を推進します。
- 3-5.JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）が推奨する情報伝達の方針・具体的手段に則り、お客様及びお取引先様とのコミュニケーションを通じて、サプライチェーン間の適切な情報伝達に努めます。

3-6.化学物質管理に関する従業員への意識高揚を図ります。

3-7.弊社では製品含有化学物質リストに記載の材料が含有された製品・部品の採用について基本的に行わない方針です。

3-8.各法規制の改定により、既存の採用製品であっても、新たな含有禁止化学物質の使用が確認された場合、代替品への切替えを進め、既存製品の採用は停止とさせていただく場合があります。

株式会社フジキン

製造本部長

中村 政浩

4.お取引先様へのお願い

ISO14001等の環境マネジメントシステムの構築に努め、積極的に環境保全活動に取り組んでいただくようお願いいたします。

4-1.化学物質管理体制を品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムに含め、構築・運用していただくようお願いいたします。

4-2. 製品、部品等に含まれる化学物質を把握し、フジキングループへ納入いただく製品には、当社が定める「含有禁止物質」を含有しないことの保証をお願いいたします。

4-3.フジキングループからの製品含有化学物質の問い合わせに対して、速やかに期限内にご回答をお願いします。尚、開示いただいた情報は、弊社製品に対する含有情報の一部として使用致します。

4-4.製品・部品の使用材料、製作方法、製造場所、仕様・最終形状に影響を及ぼす生産設備、製造上の責任者等についての変更が生じる際には、別途変更管理に関するお願いの要領にもとづき、変更の13ヶ月前までに弊社宛にご連絡していただくよう、お願いします。変更に伴い、製品、部品に含まれる化学物質の含有内容に変更が生じる場合は、含有情報も合わせて連絡をお願いします。

4-5.不当な方法で採掘された紛争鉱物を製品に使用せず、また当該鉱物を原材料とする商品を調達しない事を基本的な方針としています。貴社におかれましても本方針に賛同をいただくとともに、適切な管理をお願いします。

株式会社フジキン

製造本部長

中村 政浩

5.製品含有化学物質情報の調査実施

製品及び部品の化学物質含有情報は、国内で多くの企業で使用されている含有化学物質情報伝達スキームである chemSHERPA を用い、最新の管理対象物質のデータを最新版にてデータを作成する様、お願いします

5-1. 情報伝達は納入する品物の形態によって、下記のデータ形式を用いてください。

- ・ chemSHERPA-CI（化学品に含有する化学物質に対応）
- ・ chemSHERPA-AI（成形品に含有する化学物質に対応）
- ・ ツール、マニュアル等入手先 ： （<https://chemsherpa.net/tool>）
- ・ 発行元 ： アーティクルマネジメント推進協議会（以下、JAMP）

5-2.情報伝達ツールでの回答が困難な製品・部品については非含有保証書の提出をお願いします。

5-3.また、禁止物質に関する含有有無の確認を依頼する場合、『調査回答書』を用いて禁止物質の含

有調査を依頼します。 調査結果を記載のうえ、提出願います。

6.製品含有化学物質情報の調査時期

製品含有化学物質情報の提出を要求する調査は、表1.によります。

要求があった際は、要求仕様に合わせて表1.に記載のデータ形式にて、速やかに弊社要求部門へ提出願います。 尚、法規制などの改定の内容、納入いただいている部品の性状などを勘案し調査依頼の頻度は異なります。

表1.は、次ページ

表1. 製品含有化学物質情報の調査項目

	調査項目	調査内容・要求事項	調査対象範囲	要求資料	調査依頼時期
1	製品含有禁止物質調査	当グリーン調達ガイドラインにおいて指定する含有禁止物質に関する調査 調査対象物質は、最新版のフジキン禁止物質リストに記載の禁止物質	すべての納入品	調査回答書	禁止物質リスト改訂時(1回/半年)
2	製品含有化学物質詳細調査	納入品に対して、 アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) において無償提供されている最新版の chemSHERPA(製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム)を提出依頼	弊社が個別に要求する納入品	最新版 chemSHERPA(製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム) https://chemsherpa.net/	弊社要求時(※)
3	法規制物質調査	各国の法規制で新たに規制される化学物質に関して、納入品に影響があるか否かの調査	弊社が個別に要求する納入品	状況に応じた回答書等	弊社要求時(※)

※調査依頼時期の「弊社要求時」の説明

	調査依頼時期	説明
1	詳細調査時	詳細な含有量等の確認が必要なとき
2	設計変更時	材質、材料グレードの変更を伴う設計変更があったとき
3	chemSHERPAバージョンアップ時	最新版の chemSHERPA に更新するとき
4	法規制情報入手時	新法規制情報を入手および、既存法規制の変更・改訂時

7.含有禁止物質と管理物質

当社が製品への含有を禁止する物質については、「別表. 含有禁止物質リスト」に定めます。

また調達管理を行う物質群はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の提供する chemSHERPA 管理対象物質参照リスト（最新版）に準拠し、下記に示す法規制に記載された物質を対象とします。

7-1.禁止物質

・別表.「含有禁止物質リスト」

7-2.管理物質

管理対象物質情報（最新版）	
■chemSHERPA-CI 管理対象物質説明書	
■chemSHERPA-AI 管理対象物質説明書	
入手先： https://chemsherpa.net/tool#declarable	
・発行元：JAMP	

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準	対象範囲
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質	最新 ver.の chemSHERPA 適用範囲を参照。
LR02	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第 6 条)	
LR03	(EU) ELV 指令	
LR04	(EU) RoHS 指令 Annex II	
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I	
LR06	(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および Annex XIV (認可対象物質)	
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)	
LR08	(EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	
LR09	(中国) 电器电子产品有害物质限制使用管理办法	
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	

(お問い合わせ先)

本件に関するご質問等は、各工場の 技術管理室 または 環境調査室 へ お問い合わせください。

改訂履歴

Rev.	日付	改訂内容
1.0	2012 年 12 月 3 日	新規作成
1.1	2017 年 4 月 3 日	全面見直し
2.0	2020 年 7 月 28 日	書式見直し ■ 5.製品含有化学物質の問い合わせを追加 ■ 6.含有禁止物質と管理物質に管理対象物質情報の入手先を追加 ■ 7.表-1.含有禁止物質リストに No.16,24,25,27 を追加、表-2 および 3 を追加 ■ 8.引用法規制に※14 と 15 を追加 ■ 9.RoHS 指令適用除外項目 付属書Ⅲを追加 ■ 10.パルプ産業と RoHS 指令の関係を追加
3.0	2021 年 10 月 8 日	書式見直し ■ 6.含有禁止物質と管理物質に管理対象物質参照リストに従う法規制を追加 ■ 7.No.28～31 規制物質を追加 ■ 8.引用法規制を追加（EU ELV 指令、水俣条約、米国 TSCA） ■ 9.RoHS 指令適用除外項目 付属書Ⅲの適用除外用途期間見直し
4.0	2022 年 11 月 18 日	書式見直し ■ 4.No.5 改定見直し ■ 7.No.33 規制物質を追加
5.0	2024 年 06 月 10 日	書式全面見直し 含有禁止物質を別表に変更
6.0	2025 年 04 月 25 日	■ 1.担当役員変更 ■ 2.グリーン調達の実用範囲の表記修正 表 1 内 調査依頼時期の「弊社要求時」の説明修正 ■ 8.“パルプ産業と RoHS 指令の関係を削除 全般の誤字脱字修正
6.1	2025 年 09 月 01 日	購買先様→お取引先様へ修正

